



令和5年4月17日
京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部消費生活総合センター
TEL 075-366-2250

5月は消費者月間です！

令和5年度消費者月間

オンライン同時開催

デジタル社会と消費者の暮らしについて考える ～安心して豊かな消費生活のために～

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

これを受け、消費者庁において毎年統一テーマ（裏面参照）が定められ、このテーマの下、消費者、事業者、国や地方公共団体等の行政が一体となり、全国で消費者啓発や学習会などの様々な取組が行われます。

京都市でもこの度、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都との共催により、下記の取組を実施しますので、お知らせします。

記

1 日時

令和5年5月27日（土）午後1時30分～午後3時40分（開場：午後1時）

2 会場

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 セミナー室A・B
(京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地)

3 内容（予定）

便利なデジタルサービスを安心・安全に正しく利用するために、どのようなことに注意すればよいのか、また、どのような活用の事例があるかについて、講演と対談を通して学びます。

【講演1】「デジタル社会で安全に暮らすために SNS・ネットのリスクと対策」

講師 高橋 暁子 氏（ITジャーナリスト、成蹊大学客員教授）

【講演2】「子どもの主体的な学びを引き出すデジタルコンテンツの開発」

講師 岸田 蘭子 氏（滋賀大学教職大学院特任教授、京都市教育委員会指導部参与）

【対談】「安心して豊かな消費生活とは？」高橋 暁子 氏、岸田 蘭子 氏

4 参加方法

- ① 当日会場での参加 定員50名（参加費無料 先着順）
- ② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加
 - ・申込時に記載されたメールアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
 - ・通信料は参加者負担となります。

5 申込方法

氏名、電話番号、参加方法（上記①又は②）、Zoom招待URLをお送りするメールアドレス（②の場合のみ）を添えて、ホームページ、メール又はFAXでお申し込みください。

【申込期間】令和5年5月1日（月）～5月24日（水）

【申込先】NPO法人コンシューマーズ京都

H P : <https://consumers-kyoto.net/>

F A X : 075-251-1003

メール : syodanren@mc2.seikyou.ne.jp

件名は「5月27日申込み」とし、上記申込事項を記載してください。



申込フォームは
こちらです！

6 主催

京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都

7 後援

京都府生活協同組合連合会

8 問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

TEL : 075-366-2250

9 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日会場での参加の際は、咳エチケット等を心掛けていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

<参考>令和5年度消費者月間統一テーマについて

テーマ デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

趣旨 社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴い、SNSなどによる情報収集・発信やオンライン消費の普及等、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。

一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

消費者が、行政や事業者等から得た情報を使って、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

そこで、それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、令和5年度の消費者月間においては、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」を統一テーマとして掲げます。